

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法（4-31）
根 拠 条 項：第11条第5項
処 分 の 概 要：獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（許可）、同第11条第5項
処 分 基 準： 当該銃砲等を許可に係る用途に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、許可を取り消すものとする。
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）
備 考：